

登録申請必要書類一覧

手数料										
(1)	はじめて登録するとき	運転免許証	写真1枚	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用証明書	講習修了証の コピー	住民票		1,200円
(2)	登録取消処分後に再び登録するとき	運転免許証	写真1枚	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用証明書	講習修了証の コピー	住民票		1,200円
【(6)②と同様の「運転者証の」返納手続きが終了していない場合は登録できません】										
(3)	運転免許の停止(40日以上)及び 運転免許の失効により登録が削除 され再び登録するとき	運転免許証	写真1枚	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用証明書	講習修了証の コピー又は、運 転経歴証明書	住民票		1,200円
【(6)の手続きが終了していない場合は登録できません】										
(4)	運転免許を更新したとき	(更新済み) 運転免許証	写真1枚	登録事項変更等 届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)		運転者証			300円
(5)	事業者が変わったとき	運転免許証	写真1枚	登録事項変更等 届出書 (第四号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用証明書		旧事業者から運転者証が返納されている ことが必要		300円
(6)	運転免許の失効 または停止処分 を受けたとき ※再登録時は(3) を参照	①すべての場合に 必要	※運転免許停止に係るものは 処分通知書またはそのコピー	登録事項変更等 届出書 (第四号様式)				運転免許の停止(40日以上、短縮関係なし)及び失効で届出が7日以上遅 れている場合は、届出遅れ 本人 の理由書		-
		②失効及び40日 以上の免許の場合 は①に加えて必要		運転者証	運転者証返納 届(社印必要)			運転免許の停止(40日以上、短縮関係なし)及び失効で運転者証の返納 が7日以上遅れている場合は、返納遅れの 会社 の理由書		-
(7)	運転者証を紛失したとき	運転免許証	写真1枚		運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)	理由書				300円
(8)	住所が変わったとき	(住所変更済) 運転免許証		登録事項変更等 届出書 (第四号様式)				住民票		
(9)	氏名が変わったとき	(氏名変更済) 運転免許証	写真1枚	登録事項変更等 届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)		運転者証	住民票		300円
(10)	運転者証を破ったり汚したとき	運転免許証	写真1枚		運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)		(破れ・汚れ) 運転者証			300円
(11)	運転免許の種類 や番号が変わっ たとき	有効期限が変わっ たとき	(新規変更済) 運転免許証	登録事項変更等 届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)		運転者証			300円
		有効期限が変わら ないとき	(新規変更済) 運転免許証	登録事項変更等 届出書 (第四号様式)						

<p>主 な 注 意 事 項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上記の(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)の場合は、直ち(7日以内)に必要な書類を提出し、手続きをしなければならない。 2. 住民票及び戸籍抄本は取得後6ヵ月以内のものでコピーは不可。 3. 写真は、6ヵ月以内に写した縦六センチメートル、横四センチメートル、無帽・正面・無背景、顔の大きさが3センチ以上で鮮明に撮影されたもの。 4. 事業者は運転者が退職または行政処分(運転免許の40日以上停止及び失効を含む)等、運転者として選任を解いたときは運転者証を返納届とともに、直ち(7日以内)に返納しなければならない。 <p>※ 埼玉県A地域においては、(1)～(3)の場合、上記書類のほか、合格証(第十七号様式)又は運転経歴証明書(第三号様式)(当該指定地域に係る申請前2年以内90日以上乗務日数(暦日数ではありません))が必要となります。</p>	<p style="text-align: center;">登録業務時間 平日(土日祝日除く) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 16:30 ※1件につき約10分程度かかります。</p>
--	--	--